

令和7年度近江八幡市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業募集要領

本要領は、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、補助金交付先を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

【補助の目的】

近江八幡市において、複数の社会福祉法人等が協働して実施する地域課題解決に向けた地域貢献の取組や、介護・福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、介護・福祉人材の確保等をはじめ、地域の福祉サービスの充実につなげることを目的とするものです。

【補助金交付の対象】

交付要綱第2条の定めによります。

ただし、参画する法人等が次に掲げるいずれかに該当する場合は、応募できません。

- ①参画する法人等の代表または構成員が、暴力団もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある場合。
- ②参画する法人等の代表または構成員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの者である場合。

【募集にあたってのねらい】

主に新たな取組の創出またはそのための試行や実証にかかる取組に対して補助することにより、社会福祉法人等が協働して各地域の課題に対して主体的に取り組むことを促進するとともに、その取組が自走化し、継続されるよう支援するものです。

そのため、採択した案件については、令和8年度も引き続き補助の対象として予定します。

ただし、令和8年度の予算については議決されていないため、補助およびその額を確約するものではなく、補助期間は、施行及び実践に必要な期間として2年までに限ります。

【補助対象事業および補助額】

交付要綱第3条、第4条の定めによります。

【事業実施期間】

補助金交付決定を行った日から令和8年3月31日（火）まで

【応募受付期間】

令和7年12月19日（金）午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

*持参の場合、午前9時00分から午後5時00分まで

【提出書類】

応募様式（協議書）および添付資料（下記①～③）について、各1部を提出ください。

*添付資料 ①別記様式第2・3・4号 ②誓約書 ③欠格要件に該当しない旨を記載した書類

*応募書類の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

*市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めます。

【提出方法】

持参、郵送、又は電子メールにて、近江八幡市役所 福祉保険部 福祉政策課まで提出。（期日必着）

【提出先およびお問い合わせ先】

〒523-8790 近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市役所 福祉保険部 福祉政策課 政策調整グループ

TEL 0748-36-5585

FAX 0748-32-6518

Eメール 010806@city.omihachiman.lg.jp

【補助金交付先の決定】

(1)募集締め切り後、採択審査要領に基づき、書類審査を行います。

(2)書類審査後、補助事業として採択する場合は、別途通知を行います。通知後、交付要綱第5条に基づき「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付申請書（様式第1号）」を提出いただきます。

【留意事項】

(1)記録の整備

職員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備ください。

(2)会計の区分

補助金交付先の法人にて実施している本事業以外の事業と会計を区分して処理ください。